

# 天神川渇水調整協議会規約

## (名 称)

第1条 本会は、天神川渇水調整協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 協議会は、天神川の水利用に関する情報連絡を密に行うとともに、渇水時には渇水被害の軽減のため、広報活動及び関係水利使用者間の連絡・調整を実施することにより、適切な水利使用の推進を図ることを目的とする。

## (協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号について協議する。

- (1) 河川の状況に関する事項。
- (2) 水利用の実態に関する事項。
- (3) 水利用の調整に関する事項。
- (4) 広報活動に関する事項。
- (5) 水利用上の水質の維持に関する事項。
- (6) その他水利用に関する必要な事項。

## (組 織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員によって組織する。ただし、会長が必要と認めた者を関係委員と協議し、出席を求めることができる。

- 2 協議会には、会長を置き、国土交通省倉吉河川国道事務所長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

## (会 議)

第5条 協議会は、原則として年一回定例会議を開催するものとし、会長はその議長となる。

- 2 その他会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合にも随時開催できるものとする。

## (幹事会)

第6条 協議会には幹事会を置き、別表に掲げる幹事によって組織する。ただし、幹事長が必要と認めた者を関係幹事と協議し、出席を求めることができる。

- 2 幹事会は、協議会から付託された事項の推進を図り、その結果を協議会に報告するものとする。
- 3 幹事会には、幹事長を置き、国土交通省倉吉河川国道事務所副所長（河川担当）がこれにあたる。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を行うため、国土交通省倉吉河川国道事務所河川管理課に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、第5条の会議において、委員の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この規約は、平成10年9月1日から施行する。

この規約は、平成19年6月1日から施行する。

この規約は、令和 8年4月1日から施行する。

## 協議会名簿

機関名 (担当部局)	委員	幹事	所在地
国土交通省倉吉河川国道事務所 (河川管理課)	事務所長	副所長 (河川担当)	〒682-0018 倉吉市福庭町一丁目18番地 TEL0858-26-6221
鳥取県農林水産部農業振興局 (農地・水保全課)	農地・水保全課長	農地・水保全課 参事	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 TEL0857-26-7338
鳥取県県土整備部河川港湾局 (河川課)	河川課長	河川課 課長補佐	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 TEL0857-26-7375
鳥取県中部総合事務所農林局 (地域整備課)	農林局長	地域整備課長	〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地 TEL0858-23-3167
鳥取県中部総合事務所県土整備局 (維持管理課)	県土整備局長	維持管理課長	〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地 TEL0858-23-3216
鳥取県企業局 (工務課)	工務課長	工務課 課長補佐	〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 TEL0857-26-7447
倉吉市 (地域整備課)	市長	地域整備課長	〒682-8611 倉吉市葵町722 TEL0858-22-8111
倉吉市 (上下水道局)		工務課長	〒682-8611 倉吉市葵町722 TEL0858-27-0636
三朝町 (農林課)	町長	農林課長	〒682-0121 三朝町大瀬999-2 TEL0858-43-1111
三朝町 (建設水道課)		建設水道課長	
湯梨浜町 (産業振興課・建設水道課)	町長	産業振興課長	〒689-0723 湯梨浜町大字久留19-1 TEL0858-35-5312
北栄町 (産業振興課)	町長	産業振興課長	〒689-2111 北栄町土下112 TEL0858-36-3111
鳥取中部ふるさと広域連合 (環境課)	広域連合長	環境課長	〒689-2111 北栄町土下112 TEL0858-36-1022
中国電力株式会社 (東部水力センター)	所長	鳥取土木課長	〒680-0812 鳥取市新品治町1番地2 TEL050-8202-8030
北条砂丘土地改良区	理事長	理事長	〒689-2105 北栄町下神1108-1 TEL0858-36-2004
羽合土地改良区	理事長	理事長	〒682-0723 湯梨浜町久留19-1 TEL0858-35-2103
北条水系土地改良区	理事長	理事長	〒689-2111 北栄町土下112 TEL0858-36-2034
大鴨土地改良区	理事長	理事長	〒682-0934 倉吉市上古川215番地3 TEL0858-28-2603
上大口土地改良区	理事長	理事長	〒682-0006 倉吉市井手畑13番地 TEL0858-33-4950
大原土地改良区	理事長	理事長	〒682-0946 倉吉市横田1021番地1 TEL0858-27-0056
天神野土地改良区	理事長	理事長	〒682-0934 倉吉市上古川52番地1 TEL0858-28-1652
久米土地改良区	理事長	理事長	〒682-0946 倉吉市横田1021番地1 TEL0858-27-0056
関金土地改良区	理事長	理事長	〒682-0411 倉吉市関金町関金宿1560番地1 TEL0858-45-3195
天神川漁業協同組合	組合長	理事	〒682-0851 倉吉市西倉吉町7-11 TEL0858-28-1011